

介護老人保健施設 シルバーケア野崎 単位表

令和3年4月改定

サービス事業所の名称	介護老人保健施設 シルバーケア野崎
事業所番号	4550180022

在宅復帰強化型施設

介護予防短期入所療養介護サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	単位数	
種類	項目				
25	1811	予老短 I ii 1	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii) 〈従来型個室〉	要支援 1	619
	1813	予老短 I ii 2		要支援 2	762
	1821	予老短 I iv 1	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (iv) 〈多床室〉	要支援 1	658
	1823	予老短 I iv 2		要支援 2	817
	6601	予老短療養体制維持特別加算 I	療養体制維持管理特別加算 (I)		27
	6602	予老短療養体制維持特別加算 II	療養体制維持管理特別加算 (II)		57
	6117	予老短夜勤職員配置加算	夜勤職員配置加算		24
	6111	予老短個別リハビリ加算	個別リハビリテーション実施加算		240
	6121	予老短認知症緊急対応加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算 7日を限度とする		200
	6281	予老短在宅復帰在宅療養支援加算 II	在宅復帰在宅療養支援加算		46
	1920	予老短送迎加算	送迎を行う場合 (片道につき)		184
	6001	予老短総合医学管理加算	総合医学管理加算 利用中に7日を限度とする		275
	6275	予老短療養食加算	療養食加算 (1食につき、1日に3回を限度)		8
	6133	予老短認知症専門ケア加算 I	認知症専門ケア加算 (I)		3
	6134	予老短認知症専門ケア加算 II	認知症専門ケア加算 (II)		4
	9000	予老短緊急時治療管理1	緊急時治療管理 1月に1回3日を限度とする		518
	6099	予老短サービス提供体制加算 I	サービス提供体制強化加算 (I)		22
	6112	予老短特別処遇改善加算 I	介護職員等特定処遇改善加算 (I) 所定単位数の21/1000		
	6108	予老短処遇改善加算 I	介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数の39/1000		
	8300	予老短令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応 所定単位数の1/1000		

介護老人保健施設 シルバーケア野崎 単位表

令和3年4月改定

サービス事業所の名称	介護老人保健施設 シルバーケア野崎
事業所番号	4550180022

在宅復帰強化型施設

介護予防短期入所療養介護サービスコード表

在宅復帰強化型施設

短期入所療養介護サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	単位数	
種類	項目				
22	1601	老短 I ii 1	介護老人保健施設介護短期入所療養介護費 (ii) 〈従来型個室〉	要介護 1	794
	1603	老短 I ii 2		要介護 2	867
	1605	老短 I ii 3		要介護 3	930
	1607	老短 I ii 4		要介護 4	988
	1609	老短 I ii 5		要介護 5	1044
	1611	老短 I iv 1	介護老人保健施設介護短期入所療養介護費 (iv) 〈多床室〉	要介護 1	875
	1613	老短 I iv 2		要介護 2	951
	1615	老短 I iv 3		要介護 3	1014
	1617	老短 I iv 4		要介護 4	1071
	1619	老短 I iv 5		要介護 5	1129
	6117	老短夜勤職員配置加算	夜勤職員配置加算		24
	6111	老短個別リハビリ加算	個別リハビリテーション実施加算		240
	6254	老短認知症ケア加算	認知症ケア加算		76
	6277	老短緊急短期入所受入加算	緊急短期入所受入加算 7日 (やむを得ない場合14日) を限度		90
	6278	老短重度療養管理加算 1	重度療養管理加算 (要介護 4・5 に限る)		120
	6281	老短在宅復帰在宅療養支援加算 II	在宅復帰在宅療養支援加算		46
	1920	老短送迎加算	送迎を行う場合 (片道につき)		184
	6601	老短療養体制維持特別加算 I	療養体制維持特別加算 (I)		27
	6602	老短療養体制維持特別加算 II	療養体制維持特別加算 (II)		57
	6001	老短総合医学管理加算	総合医学管理加算 利用中7日を限度とする		275
	6275	老短療養食加算	療養食加算 (1食につき、1日に3回を限度)		8
	6133	老短認知症専門ケア加算 I	認知症専門ケア加算 (I)		3
6134	老短認知症専門ケア加算 II	認知症専門ケア加算 (II)		4	
9000	老短緊急時治療管理1	緊急時治療管理 1月に1回3日を限度とする		518	
6099	老短サービス提供体制加算 I	サービス提供体制強化加算 (I)		22	
6108	老短処遇改善加算 I	介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数の39/1000			
6112	老短特別処遇改善加算 I	介護職員等特別処遇改善加算 (I) 所定単位数の21/1000			
8300	老短令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応 所定単位数の1/1000			